

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第266号)

平成15年9月25日

横 情 審 答 申 第 266 号

平 成 15 年 9 月 25 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成14年3月8日建北指第1720号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「処分番号第H12確合建築横浜北部00578号中間検査実施記録」の一部開示  
決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「処分番号第H12確合建築横浜北部00578号中間検査実施記録」を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「処分番号第 H12 確合建築横浜北部 00578 号中間検査実施記録」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成 13 年 12 月 26 日付で行った一部開示決定の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件申立文書に記録されている立会者の氏名欄には、通常は、工事施工者又は工事監理者の関係者氏名を記入している。当該者は、工事施工事務所の職員で、代表者という公人的立場ではないものであり、特定の個人を識別できるものであることから、条例第7条第2項第2号に該当し、非開示とした。

## 4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 中間検査日に私も立会いをすると監理者(株) に連絡をとって、中間検査日の午前10時に現場に行くと、もう終わりましたと立会人に告げられた。
- (2) 本件申立文書の立会人欄には、私の名前も記入されていない。
- (3) 監理者(株) は業として中間検査の立会人となっているので、開示するのは、当然である。

## 5 審査会の判断

## (1) 建築確認申請等に関わる事業について

横浜市建築局北部建築事務所では、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の定めにより、建築物の建設等を行う建築主から工事着手前に提

出された建築確認申請書を受理し、当該建築物の計画が法及び関係法令等の基準に適合しているか、建築主事が書類審査を行い、また、工事が着手された後も適法に建設されているかを確認するため、検査申請書（中間・完了検査）等の検査申請図書の受理と現場検査を行っている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、法第7条の3第1項の規定に基づいて実施した中間検査の記録であり、50㎡以上の2階建木造建築物の全軸組等が完了した際に、工事監理者等からの報告を受け、工事の途中で、設計図書に基づき適法に建築物等の工事がなされているかを市担当職員が工事監理者または工事施工関係者の立会いの中で行った検査の結果等を記入したものである。

本件申立文書には、建築確認番号、建築確認年月日、建築場所及び建築主氏名、検査年月日及び検査工程、立会者、検査の概要等が記録されていることが認められる。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、通常、中間検査実施記録の立会者の欄には、工事施工者又は工事監理者の関係者の氏名を記載しているが、本件申立文書の立会者の氏名は、工事施工事務所の職員であって、当該工事施工事務所の代表者ではなく、特定の個人を識別することができるものであるから、本号に該当するとして非開示としている。

ウ また、異議申立人は、監理者(株) 〇〇〇〇は業として中間検査の立会人となっているので、開示するのは、当然であると主張している。

エ 当該立会者が工事施工者または工事監理者の関係者なのは本号該当性の判断に影響するものではなく、本件申立文書に記録された立会者の氏名は、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

なお、当該立会者氏名は、本件申立文書からは、工事施工者又は工事監理者の代表者であるかを確認することができず、法令等の規定により又は慣行として公に

され、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、本号アに該当しない。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年3月8日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成14年3月22日 (第266回審査会)	・諮問の報告
平成14年6月27日	・異議申立人から意見書を受理
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年4月18日 (第10回第一部会)	・審議
平成15年5月16日 (第12回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成15年6月6日 (第13回第一部会)	・審議
平成15年7月4日 (第15回第一部会)	・異議申立人から意見聴取 ・審議
平成15年8月1日 (第17回第一部会)	・審議
平成15年8月20日 (第18回第一部会)	・審議